

## 熱中症関係省庁連絡会議 運営要綱

平成19年12月21日  
平成24年6月11日改定  
平成28年11月21日改定  
平成29年11月7日改定  
平成30年8月2日改定  
平成30年10月30日改定  
令和元年5月20日改定  
令和2年12月18日改定  
関係省庁連絡会議決定

### 1 目的

熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策を推進するため、関係省庁の緊密な連携を確保し、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討、及び情報交換を行うことを目的として、関係省庁で構成する熱中症関係省庁連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

### 2 検討事項

連絡会議は、以下の事項について連絡検討を行う。

- (1) 熱中症対策の推進
- (2) 熱中症対策関連情報の充実
- (3) その他

### 3 連絡会議構成員

- (1) 連絡会議は、以下の省庁の部局長により構成する（別表1）。  
消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
観光庁、気象庁、環境省
- (2) 部局長会議の下に、担当課室長により構成する幹事会を設け、連絡会議の準備、補佐を行う（別表2）。

### 4 事務局

連絡会議及び幹事会の事務は、環境省大臣官房環境保健部環境安全課において行う。

### 5 その他

- ・ 連絡会議及び幹事会の運営に必要な事項は構成員の合議で決定する。
- ・ 連絡会議及び幹事会は、非公開とする。連絡会議及び幹事会の資料については、特に非公開とされたものを除き、会合後に公開する。連絡会議及び幹事会の議事要旨についても、これを公開する。
- ・ 連絡会議及び幹事会は、構成員からの要請等により、適宜開催する。
- ・ 連絡会議及び幹事会は必要があると認めるときは、各省庁関係者、学識経験者等に出席を要請し、意見を聴くことができる。

(別表 1)

熱中症関係省庁連絡会議構成員

消防庁	消防庁審議官
文部科学省	総合教育政策局長
厚生労働省	健康局長
農林水産省	大臣官房生産振興審議官
経済産業省	大臣官房参事官 (技術・高度人材戦略担当参事官)
国土交通省	総合政策局長
観光庁	観光庁審議官
気象庁	大気海洋部長
環境省	大臣官房環境保健部長

(別表 2)

熱中症関係省庁連絡会議幹事会構成員

消防庁	救急企画室	室長
文部科学省	安全教育推進室	室長
スポーツ庁	健康スポーツ課	課長
厚生労働省	健康局健康課	課長
	労働基準局安全衛生部労働衛生課	課長
農林水産省	生産局技術普及課生産資材対策室	室長
経済産業省	製造産業局総務課	課長
国土交通省	総合政策局環境政策課	課長
観光庁		参事官
気象庁	大気海洋部業務課	課長
環境省	大臣官房環境保健部環境安全課	課長
	地球環境局総務課気候変動適応室	室長
	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	室長